

**医療的ケアを必要とする
子どものための
各種制度の手引き**

(山形県版)

平成20年2月

「医療的ケアを必要とする子どもの

在宅療養支援体制の整備に向けた調査検討委員会」

はじめに

近年の医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器等の医療機器を装着しながら、在宅において生活する子どもが見受けられるようになりました。

当保健所管内においても、人工呼吸器を装着する在宅の子どもへのかかわりがありますが、在宅療養の高齢者に比べ、子どもの場合、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援（デイサービス）などの受入れ施設が限られ、家族の負担が極めて大きい現実を目の当たりにいたします。この負担の大きさは、保護者、本人はもとより、患児の兄弟への影響など、さまざまな形で家族全体にまでも及んでいます。

このような中で、実際に在宅療養をされた保護者の方からの「在宅療養に移行する際には、自ら手探り状態で情報を集めては、行政機関等の窓口は何回も出向いて相談や手続きすることがすごく大変だった。」との貴重な声を受けたことがきっかけとなって作成したのが、この『手引き』です。

近年、医療・福祉など各種制度が整備されています。この中には、4月以降見直しされるものもありますが、現時点において活用できる主な制度を掲載しました。実際の活用につきましては、それぞれの関係機関の【窓口】に確認してくださることをお願いします。

この手引きは、財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団からの助成を受けた「医療的ケアを必要とする子どもの在宅療養支援体制の整備に向けて」の調査研究事業を行う機会に恵まれ、県内の保健・医療・福祉・教育関係者からの多くのご理解、ご協力をいただきまして作成することができました。

この場をお借りし、多くの皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

この手引きが、一人でも多くの関係者の皆様にご理解いただき、多くの支援が行われますことをご祈念申し上げます。

平成20年2月

山形県置賜保健所長 池野 知康

「医療的ケアを必要とする子どものための各種制度の手引き」
目 次

各種制度の活用法	1
Ⅰ 相談等の窓口	2
Ⅱ 手帳	
1 身体障害者手帳	3
2 療育手帳	3
3 精神障害者保健福祉手帳	3
Ⅲ 各種医療制度	
1 重度心身障がい（児）者医療	5
2 自立支援医療（育成医療）	5
3 小児慢性特定疾患治療研究事業	6
4 特定疾患治療研究事業	8
Ⅳ 手当等	
1 特別児童扶養手当	10
2 障害児福祉手当	11
3 重度心身障がい児福祉手当	13
4 特定疾患患者見舞金	13
Ⅴ 社会資源の活用方法	
1 補装具・日常生活用具等の取得方法	
(1) 障害者自立支援法によるもの	14
(2) 難病患者等居宅生活支援事業によるもの	15
(3) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業によるもの	15
2 在宅サービスについて	
(1) 訪問看護	15
(2) 居宅介護（ホームヘルパー）	16
(3) 訪問入浴（入浴車の派遣）	16
(4) 日中一時支援（日帰り短期入所）	16
(5) 短期入所（ショートステイ）	16
(6) 重症心身障がい児（者）通園事業（ほがらか通園）	17
3 医療器機等の取得方法について	
(1) 主な医療機器等と取得方法	17
(2) 福祉制度での給付、交付品目	17
4 その他	
(1) 紙おむつの支給	18
(2) 車いすの貸出	18
(3) 重度身体障がい者介護用車両改造費の助成	18
(4) 税の控除や減免	19
(5) 交通費の割引等	20
(6) 福祉有償運送	23
(7) ファミリーサポートセンター	23
5 市町村における各種制度 実施状況一覧	25
6 県内訪問看護ステーション一覧	26
Ⅵ 親の会・家族会等	28
Ⅶ 学校における対応	30
Ⅷ 保健サービス・医療相談	30
Ⅸ 窓口一覧	31
X Q&A	33
検討メンバー	37

様々な課題に対する各種制度の活用法

～医療的ケアが必要となり困ったときは～

		【頁数】
医療費の問題 (高額の医療費が必要になるのではないかと不安)		重度心身障がい (児) 者医療 【 5】
		自立支援医療 (育成医療) 【 5】
		小児慢性特定疾患治療研究事業 【 6】
		特定疾患治療研究事業 【 8】
経済面の問題 (介護のため働くことができないので生活が不安)		特別児童扶養手当 【10】
		障害児福祉手当 【11】
		重度心身障がい児福祉手当 【13】
		特定疾患患者見舞金 【13】
在宅生活が心配 (家族だけの対応では不安、困難である。)	看護・介護が心配	訪問看護 【15】
		居宅介護 (ホームヘルパー) 【16】
		訪問入浴 (入浴車の派遣) 【16】
		日中一時支援 (日帰り短期入所) 【16】
	生活に必要な物品	補装具・日常生活用具等の取得方法 【14】
		医療器機等の取得方法 【17】
		紙おむつの支給 【18】
	通院・外出が困難	車いすの貸出 【18】
		重度身体障がい者介護用車両改造費の助成 【18】
		福祉有償運送 【23】
その他	税の控除や減免 【19】	
	交通費の割引等 【20】	
	親の会・家族会等 【28】	
	学校における対応 【30】	

I 相談等の窓口

相談窓口	相談内容等
市町村 母子保健担当	新生児への家庭訪問、乳幼児健診や育児教室、予防接種等の活動を実施し、様々な相談に応じます。
市町村、県又は市福祉事務所等	各種相談、援護及び各種制度の申請等の窓口になっています。
山形県身体障がい者更正相談所	身体障がい者の専門相談、障がいの判定、援護のための専門的な判定、巡回相談等を行います。
山形県中央児童相談所 山形県庄内児童相談所	児童（0～18歳）の様々な問題の相談や専門的な判定、療育手帳の判定、必要な指導等を行います。
村山保健所 地域保健予防課 最上保健所 地域保健予防課 置賜保健所 地域保健予防課 庄内保健所 地域保健予防課	精神障がい者、ひきこもり等の相談、指導及び乳幼児等の健康相談、家庭訪問等を通じて障がい児への支援等を行います。 小児慢性特定疾患、養育医療等の窓口です。
山形県難病相談支援センター	難病に関する相談、情報提供、学習会地域交流支援を行い、安定した療養生活の支援を行います。
公共職業安定所 (ハローワーク)	障がい者の職業相談、あっせんや障がい者の雇用促進、雇用保険等の専門の窓口があります。
山形障害者職業センター	ハローワークとの密接な連携の下に、障害者の職業能力評価、適職の判定、職場適応についての相談、援助を行います。
民生委員・児童委員	様々な福祉の相談、指導、関係機関との協力のもと社会福祉の増進を図ります。



II 手帳

1 身体障害者手帳

【実施】山形県

【窓口】市町村 障がい福祉担当

【対象者】 視覚、聴覚、平行、音声・言語・そしゃく、肢体不自由（上肢、下肢、体幹など）、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫等に永続的な障がい認められる方

乳幼児に係る障がい認定は「概ね満3歳以降」となっていますが、四肢欠損や無眼球など、障がい程度や永続性が明確な障がいもあり、このような症例については、満3歳未満であっても認定は可能です。

【内容】 身体障害者手帳は、一定の身体障がいの状態にあることを証明するもので、各種の福祉サービス等を受ける際に手帳を提示することにより、資格の認定や手続きの簡略が行われ、より容易に援助を受けることができるようになります。

【申請】 申請書、指定医の診断書、顔写真（4×3cm）、印鑑

2 療育手帳

【実施】山形県

【窓口】市町村 障がい福祉担当

【対象者】 永続的な知的障がい認められる方

【内容】 療育手帳は、一定の知的障がいの状態にあることを証明するもので、各種の福祉サービス等を受ける際に手帳を提示することにより、資格の認定や手続きの簡略が行われ、より容易に援助を受けることができるようになります。

【判定】 児童の場合は児童相談所で判定を受けます。

【区分】 A 重度（知能指数35程度以下、ただし、身体障害者手帳1～3級所持者は知能指数50以下）

B 中、軽度（上記以外、知能指数75程度以下）

【申請】 申請書、印鑑

3 精神障害者保健福祉手帳

【実施】山形県

【窓口】市町村 障がい福祉担当

【対象者】 精神障がいにより、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度以上のもの。

精神障害者保健福祉手帳は実際には子どもの時点で申請することは多くないと思われませんが、「てんかん」でも取得可能で、1級の場合は重度心身障がい（児）者医療証が交付されます。

【内 容】 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がい状態にあることを証明するもので、各種の福祉サービス等を受ける際に手帳を提示することにより、資格の認定や手続きの簡略が行われ、より容易に援助を受けることができるようになります。

【区 分】 てんかんによるもの

等級	状 態	発作のタイプ
1 級	ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経障がい高度であるもの。	C、Dの発作が月1回以上
2 級	ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経障がいがあるもの。	A、Bの発作が月1回以上 C、Dの発作が年2回以上
3 級	発作又は知能障がいその他の精神神経障がいがあるもの。	A、Bの発作が月1回未満 C、Dの発作が年2回未満

「発作のタイプ」

- A 意識障がいはないが、随意運動が失われる発作
- B 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- C 意識障がいの有無を問わず、転倒する発作
- D 意識障がいを呈し、状況にそぐわない行為をする発作

【申 請】 申請書、診断書、顔写真（4×3cm）、印鑑

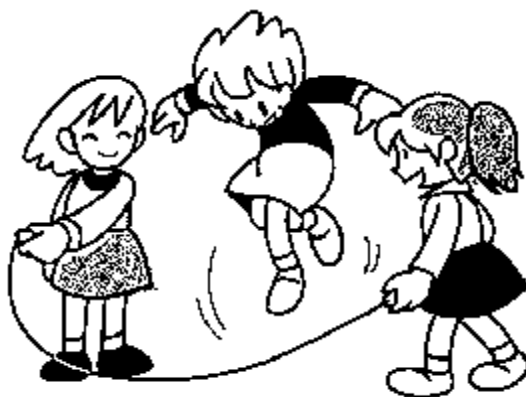
① 申請手続き（窓口は市町村）

自立支援医療（精神通院医療）と同時に申請する場合は申請書はそれぞれ必要ですが、診断書は、手帳のもので、自立支援医療（精神通院医療）を代用することができます。

② 更新

有効期限は受理されてから2年間。

継続して利用するには更新手続きが必要で、3ヶ月前から可能です。



Ⅲ 各種医療制度

1 重度心身障がい（児）者医療

【実施】全市町村

【窓口】市町村 福祉医療担当

【内容】 交付された受給者証を医療機関窓口で提示することにより、保険対象の医療費の自己負担分について助成を受けられます。

ただし、県外の医療機関に受診した場合は、領収書等を持参し、市町村窓口から事後に金銭による給付を申請する必要があります。

【対象者】 次のいずれかに該当する方（本人の市・県民税課税標準額が23万5千円未満の方に限ります。）

- ・ 身体障害者手帳1・2級の所持者
- ・ 療育手帳A判定の所持者
- ・ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B判定の所持者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ・ 特別児童扶養手当1級の受給対象児

【申請】 申請書、上記の対象者であることを証明できるもの、健康保険証、印鑑、市町村民税課税証明書等

【自己負担】 扶養義務者の所得税が課税されている場合には、一部負担があります。

負担する額 医療費の1割

※ただし、医療機関等ごとに次の額を限度とする。

入院外 12,000円/月（保険薬局、訪問看護も含む）

入院 44,400円/月

2 自立支援医療（育成医療）

【実施】山形県

【窓口】各保健所 地域保健予防課

【内容】対象児の該当する医療の給付

【対象者】 県内に居住する身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、手術等により確実な治療効果が期待できる方。

- ① 肢体不自由
- ② 視覚障がい
- ③ 聴覚・平衡機能障がい
- ④ 音声・言語・そしゃく機能障がい
- ⑤ 心臓機能障がい
- ⑥ 腎臓機能障がい
- ⑦ 小腸機能障がい
- ⑧ その他内臓機能障がい
- ⑨ 免疫機能障がい

【申請】 申請書、医師の意見書、健康保険証、市町村民税課税証明書等

【自己負担】 医療機関での自己負担は原則として医療費の1割負担となります。所得に応じて自己負担の上限額が定められています。

自立支援医療費の対象者と自己負担額

区分	一定所得以下			中間所得層		一定所得以上			
	生活保護	低所得 1	低所得 2	中間所得 1	中間所得 2				
世帯 ※1	生活保護世帯	市町村民税非課税 保護者収入		市町村民税(所得割) 3万3千円未満	市町村民税(所得割) 3万3千円以上 23万5千円未満	市町村民税 (所得割) 23万5千円以上			
負担 上 限 額	0円	2,500円	80万円以下 80万円超	10,000円	40,200円	公費負担の対象 外(医療保険の自 己負担と同様)			
							重度かつ継続 ※2		
							中間所得 1	中間所得 2	一定所得以上
							5,000円	10,000円	20,000円

※1 「世帯」の単位は、同じ医療保険に加入している

※2 「重度かつ継続」の対象範囲

家族によって範囲を設定します。

①腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障がい者

②医療保険の高額療養費で多数該当の方

3 小児慢性特定疾患治療研究事業

【実施】山形県

【窓口】各保健所 地域保健予防課

【内容】対象疾患の治療にかかる医療の給付（年1回更新申請が必要）

【対象者】山形県に住所を有する18才未満の児童で、下記の対象疾患にかかっており、疾患ごとの認定基準に該当する方。ただし18歳になる時点で本事業の対象となっており、引き続き治療が必要な場合は、20歳未満まで対象となります。

【対象疾患】具体的な疾患名・認定基準については保健所にお問合せください。

	対象疾患群	主な疾患名
1	悪性新生物	がん、白血病など
2	慢性腎疾患	ネフローゼ症候群、紫斑病性腎炎など
3	慢性呼吸器疾患	気管支拡張症、慢性肺疾患など
4	慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症など
5	内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症など
6	膠原病	若年性関節リウマチなど
7	糖尿病	若年性糖尿病など
8	先天性代謝異常	軟骨無形成症など
9	血友病等血液疾患・免疫疾患	血友病、無ガンマグロブリン血症など

10	神経・筋疾患	ウエスト症候群、リー脳症など
11	慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症など

【申請】1 申請書（小児慢性特定疾患治療研究事業受給者証交付申請書）

2 医師の意見書（小児慢性特定疾患医療意見書）

3 健康保険被保険者証の写し（当該児童のもの）

4 住民票抄本（当該児童のもの）

5 生計中心者の所得税額等が確認できる書類（源泉徴収票、所得課税証明書など）

6 「特定疾病療養受領証」の写し（血友病、人工透析を行なっている慢性腎不全、血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症で申請する場合のみ必要）

7 同意書（申請にともなって提出する医師の意見書が、本治療研究事業の基礎資料として利用されることについて承諾するもの）

【自己負担】生計中心者の所得税額等に応じて費用の一部は自己負担となります。

重症患者に認定された方、血友病等の方は自己負担はありません。

階 層 区 分		一部自己負担の月額限度額	
		入 院	外 来
0	生活保護法の被保護世帯	0	0
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が 10,000 円以下の場合	3,400	1,700
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の場合	4,200	2,100
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の場合	5,500	2,750
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の場合	9,300	4,650
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が 140,001 円以上の場合	11,500	5,750

(注) 同一生計内（生計中心者が同一）に2人以上の受給者がいる場合、2人目以降の受給者については、上記の表に定める額の1/10に該当する額が自己負担限度額。

4 特定疾患治療研究事業

【実施】山形県

【窓口】各保健所 地域保健予防課

【内容】対象疾患の治療にかかる医療の給付

【対象者】下記の対象疾患にかかっており、疾患毎の認定基準に該当する方。

特定疾患治療研究事業の対象疾患（2007年現在 45疾患）

- 1 ベーチェット病
- 2 多発性硬化症
- 3 重症筋無力症
- 4 全身性エリテマトーデス
- 5 スモン
- 6 再生不良性貧血
- 7 サルコイドーシス
- 8 筋萎縮性側索硬化症
- 9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
- 10 特発性血小板減少性紫斑病
- 11 結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)
- 12 潰瘍性大腸炎
- 13 大動脈炎症候群(高安動脈炎)
- 14 ビュルガー病
- 15 天疱瘡
- 16 脊髄小脳変性症
- 17 クローン病
- 18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎
- 19 悪性関節リウマチ
- 20 パーキンソン病関連疾患
(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)
- 21 アミロイドーシス
- 22 後縦靭帯骨化症
- 23 ハンチントン病
- 24 モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)
- 25 ウェゲナー肉芽腫症
- 26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症
- 27 多系統萎縮症
(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)
- 28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)
- 29 膿疱性乾癬
- 30 広範脊柱管狭窄症
- 31 原発性胆汁性肝硬変
- 32 重症急性膵炎
- 33 特発性大腿骨頭壊死症
- 34 混合性結合組織病
- 35 原発性免疫不全症候群
- 36 特発性間質性肺炎
- 37 網膜色素変性症
- 38 プリオン病
- 39 原発性肺高血圧症
- 40 神経線維腫症
- 41 亜急性硬化性全脳炎(SSPE)
- 42 バッド・キアリ症候群
- 43 特発性慢性肺血栓塞栓症
- 44 ライソゾーム病
- 45 副腎白質ジストロフィー

【申請】1 申請書(特定疾患医療受給者証交付申請書)

2 医師が記入した個人票(臨床調査個人票)

3 住民票抄本(患者本人のもの)

4 健康保険証の写し(患者本人のもの)

5 生計中心者の所得状況がわかる書類(源泉徴収票、納税証明書等)

6 80円切手(受給者証等郵送のため)

【自己負担】生計中心者の所得税額等に応じて費用の一部は自己負担となります。

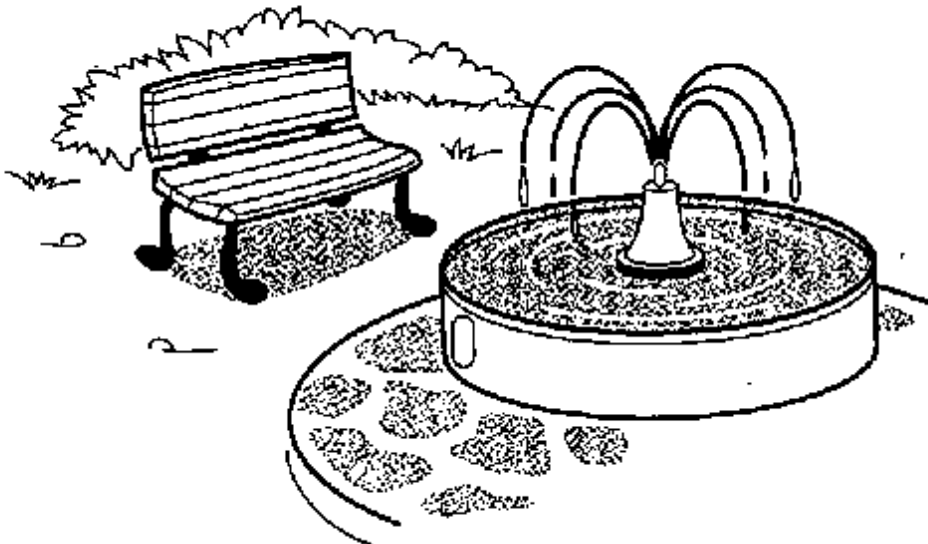
重症患者に認定された方は自己負担はありません。

階 層 区 分		一部自己負担の月額限度額	
		入 院	外 来
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500	2,250
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が 10,000 円以下の場合	6,900	3,450
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の場合	8,500	4,250
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の場合	11,000	5,500
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の場合	18,700	9,350
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が 140,001 円以上の場合	23,100	11,550

(注)・同一生計内（生計中心者が同一）に2人以上の受給者がいる場合、2人目以降の受給者については、

上記の表に定める額の1/10に該当する額が自己負担限度額。

・1医療機関につき生じる自己負担限度額です



IV 手当等

【申請】については、各市町村によって取扱いに違いがあります。
その詳細については、市町村担当にお問い合わせください。

1 特別児童扶養手当

【実施】全市町村

【窓口】市町村 障がい福祉担当

【対象者】20歳未満で以下の条件を満たす児童・者を養育している方

- ・ 障がいの状態が基準を満たしている
- ・ 施設に入所していない
- ・ 公的年金を受給していない

【支給額】月額 1級 50,750円

2級 33,800円

【申請】申請書、所定の診断書、戸籍謄本、住民票謄本、金融機関の通帳、印鑑

【所得制限】本人や扶養義務者の所得が基準を超えた場合には支給が停止されます。

特別児童扶養手当の対象基準

次のいずれかに該当する方

1級該当

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの（矯正視力による）
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
6	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級該当

1	両眼の視力の和が 0.08 以下のもの（矯正視力による）
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平行機能に著しい障がいをもつもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障がいをもつもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをもつもの
8	一上肢の機能に著しい障がいをもつもの
9	一上肢のすべての指を欠くもの
10	一上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障がいをもつもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 障害児福祉手当

【実施】全市町村

【窓口】市町村 障がい福祉担当

【対象者】20歳未満で以下の条件を満たしている方

- ・ 障がいの状態が基準を満たしている
- ・ 施設に入所していない
- ・ 公的年金を受給していない

【支給額】月額 14,380円

【申請】申請書、所定の診断書、戸籍謄本、金融機関の通帳、印鑑

【所得制限】本人や扶養義務者の所得が基準を超えた場合には支給が停止されます。

障害児福祉手当の対象基準

1	両眼の視力の和が 0.02 以下のもの（矯正視力による）
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿の2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいをもつもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	※1 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

- ※1 精神障がいの場合（日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの）
知的障がいの場合（IQが概ね20以下に相当するもの）

障害児福祉手当、特別児童扶養手当の所得制限の限度額表

（単位：円）

	扶養親族 等の数	障害児福祉手当		特別児童扶養手当	
		本人	扶養義務者	本人	扶養義務者
平成 18 年分	0	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,538,000	4,976,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000

- （注）1 上記表中の「本人」とは、障害児福祉手当にあつては、障がい認定を受けている方。特別児童扶養手当にあつては、障がい認定を受ける児童を監護する父母のいずれか所得の高い方または養育者をいいます。
- 2 扶養義務者とは、本人とその配偶者を除く同居家族の中で、最も所得の高い方となります。
- 3 平成18年分においては、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある方についての所得限度額は、上記表中の所得額に次の額を加算した額とします。

（1）本人の場合

- ① 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
- ② 特定扶養親族1人につき25万円

(2) 配偶者及び扶養義務者

老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族につき）6万円

- 4 表中の所得限度額と対比する本人、配偶者、扶養義務者の所得額からは、障がい者控除、配偶者特別控除など、別途控除が認められているものがあります。

3 重度心身障がい児福祉手当

【実施】市町村（市町村における各種制度実施状況一覧 P 2 5 参照）

【窓口】市町村 障がい福祉担当

山形市の例

【対象者】心身に障がいをもつ20歳未満の在宅児童・者で、障がいの程度が特別児童扶養手当1級該当程度であるが、所得制限等で特別児童扶養手当及び障害児福祉手当が支給停止または受給できない養育者

【支給額】月額 4,000円

【申請】申請書、身体障害者手帳等障がいを証明できるもの、印鑑

4 特定疾患患者見舞金

特定疾患治療研究事業の受給者の方を対象とした見舞金制度です。

【実施】山形市／上山市

【窓口】山形市役所：生活福祉課（023-641-1212）

上山市役所：健康福祉課（023-672-1111）

【対象者】特定疾患患者（山形市及び上山市にお住まいの方に限る）（P 8 参照）

【支給額】山形市、上山市とも 年額 10,000円

【申請】申請書、特定疾患医療受給者証、振込のための通帳、印鑑



V 社会資源の活用方法

【窓 口】が市町村の事業については、現在対象者がいないために実施していない場合があります。活用したいサービスの詳細は、市町村担当にお問い合わせください。

1 補装具・日常生活用具等の取得方法

(1) 障害者自立支援法によるもの

【窓 口】市町村 障がい福祉担当

【対象者】身体障害者手帳の交付を受けている方

身体障がいの種別、等級によって交付種目が違います。

【内 容】

補装具： 身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にする補装具費や修理費を支給。なお、交付種目、金額、耐用年数等について基準があります。

日常生活用具： 在宅の重度身体障がい児に、日常生活を支援するための用具を給付します。

【種 目】

補装具： 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、装具、車いす、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置（身体障がい者手帳の障害名に応じたもの）

日常生活用具：

- ① 下肢・体幹機能障がい・・・特殊寝台（電動ベッド）、訓練用ベッド、
訓練用いす、入浴補助用具、移動用リフト等
- ② 上肢機能障がい・・・・・・特殊便器等
- ③ 視覚障がい・・・・・・盲人用時計、点字図書、拡大読書器等
- ④ 聴覚障がい・・・・・・聴覚障がい者用通信装置、屋内信号装置等
- ⑤ 音声・言語機能障がい・・・聴覚障がい者用通信装置、携帯用会話補助装置等
- ⑥ 呼吸器機能障がい・・・・・・ネブライザー、電気式たん吸引器等
- ⑦ 腎臓機能障がい・・・・・・透析液加温器等
- ⑧ 直腸・ぼうこう機能障がい・・・ストマ用装具等
- ⑨ 共通・・・・・・火災報知器、自動消火器、酸素ボンベ運搬車等

【申 請】

共通：申請書、世帯課税状況を確認できる書類、身体障害者手帳、印鑑

追加 補装具：指定医による意見書、補装具の見積書、

日常生活用具：（住宅改修工事以外）給付を受けたい用具のカタログ、

（住宅改修工事）工事図面（平面図）、工事の見積書、

改修工事前の写真

【費 用】原則1割負担（所得に応じて負担上限有り）。

ただし、市町村民税課税額が46万円以上の世帯は対象外

(2) 難病患者等居宅生活支援事業によるもの

「短期入所事業」「日常生活用具給付事業」「ホームヘルプサービス事業」の3つの事業があります。

※ いずれも御家族の所得に応じた自己負担があります。

【窓 口】市町村 障がい福祉担当

【対象者】特定疾患治療研究事業の対象者

【1 短期入所事業】難病患者の介護を行なう方が病気などで一時的に介護を行なえなくなった時に、相応の期間、患者を医療施設に保護する事業です。

【2 日常生活用具給付事業】日常生活の便宜を図るために下記の用具を給付します。

便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、
車椅子（電動車椅子を含む）、歩行支援用具、電気式たん吸引器、意思伝達装置、
ネブライザー（吸入器）、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、
訓練用ベッド、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

※ （1）障害者自立支援法による事業の対象となっている方は対象とはなりません。

【3 ホームヘルプサービス事業】入浴、排泄、食事等の介護サービスや、調理、洗濯、買い物等の家事サービスを提供する事業です。

(3) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業によるもの

【窓 口】市町村 障がい福祉担当

【対象者】小児慢性特定疾患治療研究事業の対象児

【日常生活用具の種目】

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、
体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、
紫外線カットクリーム

※ 小児慢性特定疾患治療研究事業の申請窓口は、住所地を管轄する保健所です。

※ （1）障害者自立支援法による事業の対象となっている方は対象とはなりません。

※ 御家族の所得に応じた自己負担があります。

2 在宅サービスについて

(1) 訪問看護

【窓 口】主治医と相談の上、各訪問看護ステーション等

【対象者】通院困難で、医師から訪問看護の指示書が出ている患者

【内 容】訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うもの。

【負 担】医療保険制度や各種医療費公費負担制度による自己負担。

上限 週3回 ただし、人工呼吸器装着など特定疾病の方は1日3回まで可能。

【在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対する訪問看護の給付事業】

在宅で人工呼吸器を使用する重症の特定疾患患者であって、医師が診療報酬の枠を超える訪問看護を必要と認める患者に対して給付。

(原則として1日につき4回目以降、年間260回を限度)

【県内訪問看護ステーション一覧 P 2 6 ~ 2 7 参照】

(2) 居宅介護 (ホームヘルパー)

【窓 口】 市町村 障がい福祉担当

【対象者】 日常生活において介助が必要な在宅の障がい児

【内 容】 自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【負 担】 原則として費用の1割

(3) 訪問入浴 (入浴車の派遣)

【窓 口】 市町村 障がい福祉担当

※実施している市町村については市町村における各種制度実施状況一覧 P 2 5 参照

【対象者】 日常生活において介助が必要な在宅の障がい児

【内 容】 重度の障がいのため、家庭での入浴が困難な方に対して、訪問により入浴サービスを提供します。

【負 担】 各市町村で負担額を設定

(4) 日中一時支援 (日帰り短期入所)

【窓 口】 市町村 障がい福祉担当

【対象者】 在宅の重症心身障がい児

【内 容】 ご家庭の事情で介護できない場合に、一時的に預かり在宅介護を手伝うもの。

【負 担】 原則として費用の1割、食費等の実費

(5) 短期入所 (ショートステイ)

【窓 口】 市町村 障がい福祉担当

【対象者】 日常生活において介助が必要な在宅の障がい児

【内 容】 在宅の障がい児を介護している家族の方が、病気などにより家庭での介護が困難になった場合に、一時的に障がい児施設などで夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【負 担】 原則として費用の1割、食費等の実費

(6) 重症心身障がい児（者）通園事業（ほがらか通園）

【窓 口】 山形県立総合療育訓練センター

【対象者】 在宅の重症心身障がい児

【内 容】 様々な活動を通して、日常動作、運動機能等に関わる訓練、指導等必要な療育を行うもの。

【負 担】 食費等の実費

3 医療器機等の取得方法について

(1) 主な医療器機等と取得方法

人工呼吸器：在宅人工呼吸指導管理料を算定している医療機関からの貸し出し。

(医療機関の機器を使用するか、もしくは医療機関が会社からレンタル)

電動式痰吸引器：日常生活用具給付事業対象（P 1 4 参照）

ネブライザー：日常生活用具給付事業対象（P 1 4 参照）

パルスオキシメーター：難病患者等居宅生活支援による日常生活用具給付事業対象

(P 1 5 参照)

衛生材料（カテーテル、ガーゼ、消毒液等）：在宅人工呼吸器指導管理料、在宅気管切開患者指導管理料、在宅成分栄養経管栄養法指導管理料等の在宅管理料を算定している医療機関から支給される。

【窓 口】 主治医、医療機関の相談員、市町村 障がい福祉担当 など

機種を選定にお困りの場合等の相談窓口

日本ALS協会山形県支部 TEL：023-641-6854

(2) 福祉制度での給付、交付品目

【窓 口】 市町村 障がい福祉担当

【要 件】 各制度の給付又は交付品目については、各障がい別、身体障害者手帳の各等級等により要件が異なります。

- ① 身体障がい児・者補装具費支給
- ② 重度心身障がい児・者日常生活用具給付
- ③ 難病患者等居宅生活支援による日常生活用具給付
- ④ 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付

【耐用年数】

各給付又は交付品目には、耐用年数が設定されています。

万一、耐用年数以内に再給付又は交付が必要な場合には、各市町村の福祉事務所か福祉課でご相談になってください。

耐用年数以内でも、特例的に再給付が可能な場合があります。

具体的には、下記の2点があります。

※ 通常の使用で破損又は故障して、修理が不可能な場合。

※ 病状の進行により、既に交付や給付を受けた機器、器具等が使用出来なくなった場合。

【その他】 再給付の場合には、主治医からの意見書が必要な場合があります。

各福祉制度の給付又は交付品目には、医療機器が含まれていることから、病状に適合する慎重な選定が必要になります。

この為、主治医や専門の医療スタッフ、専門機関と十分な打ち合わせが必要になります。

4 その他

(1) 紙おむつの支給

【実施】市町村（市町村における各種制度実施状況一覧 P 25 参照）

【窓口】市町村 障がい福祉担当

山形市の例

【対象者】身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの重度の障がい児で、常時失禁状態にある方。施設入所者、生活保護者は対象外。

【支給上限】月額7,000円を助成の上限とし、紙おむつを現物で支給・配達します。

【申請】申請書（申請書には医師又は民生委員等の証明が必要となります。）

世帯の課税状況を確認できる書類、身体障害者手帳等、印鑑

【所得制限】同居家族全員が前年分の住民税が14万円未満の場合

対象者が入院している場合は、同居家族全員の前年分の住民税が非課税

(2) 車いすの貸出

【実施】市町村（市町村における各種制度実施状況一覧 P 25 参照）

【窓口】市町村 障がい福祉担当

山形市の例

【内容】市内にお住まいの方に、短期間（概ね1ヶ月以内）で利用される方に、車いすを無料で貸し出します。

【申請】申請書、身分証明書、印鑑

(3) 重度身体障がい者介護用車両改造費の助成

【実施】市町村（市町村における各種制度実施状況一覧 P 25 参照）

【窓口】市町村 障がい福祉担当

山形市の例

【内 容】 重度の身体障がい者またはその障がい者と生計を一にしている方が、車いすの使用に配慮した自動車への改造または車いすの使用に配慮した自動車を購入した場合に助成

【対象者】 次のすべてに該当する方

○市民税または所得税が非課税の世帯

○下肢・移動機能障がい1・2級、体幹機能障がい1～3級の身体障がい者本人またはその方と生計を一にする方

※以前にもこの助成金の支給を受けたことがある場合には、5年以上経過した方

【対象改造】 車いすに乗ったまま昇降可能なリフトまたはスロープ、助手席等の回転シートまたはリフトアップシート、車いす収納装置、スライドステップ等

【助成額】 改造に要する経費の1/2とし、20万円を限度

(4) 税の控除や減免

① 所得税・住民税の控除

【窓 口】 所得税：税務署

住民税：市町村 市町村民税担当

【内 容】 扶養親族が障がい者である場合に、課税対象額から次の額が控除されます。

内容	対象者	種類	控除額
同居特別障がい者扶養控除	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を同居にて扶養している場合	所得税	730,000円
		住民税	560,000円

② 自動車税及び自動車取得税の減免

【窓 口】 普通自動車税：県自動車税事務所

自動車取得税：県自動車税事務所 山形分室

軽自動車税：市町村 市町村民税担当

【対象者】 障がいのある方のために使用する自動車で、次のいずれかの要件に該当する場合、申請することで、1台に限り、自動車税及び自動車取得税の減免をうけることができる。

要件 ・18歳未満の障がい児と同居し生計を同じくする家族名義の自動車で、児童の通院・通学・通所等のために、月1回以上の頻度で、障がい児と同居し生計を同じくする家族が運転する場合

		家族運転の場合
視覚障がい		3級まで 4級のうち両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の方
聴覚障がい		3級まで
平行機能障がい		3級まで
肢体不自由	上肢	1級まで、2級のうち両上肢障がいの方
	下肢	2級まで、3級のうち両下肢障がいの方
	体幹	3級まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	1級まで、2級のうち両上肢障がいの方
	移動	2級まで、3級のうち両下肢障がいの方
内部障がい、免疫機能障がい		3級まで
知的障がい		療育手帳A
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳1級

- 【申請】 ・自動車税、自動車取得税減免申請書
- ・自動車税納税通知書
 - ・自動車税、自動車取得税申告書（登録時のみ）
 - ・自動車検査証（車検証）の原本
 - ・運転免許証の原本
 - ・障がい者手帳の原本
 - ・印鑑
 - ・障がい者等のために運転する旨の証明書 ※

※「障がい者等のために運転する旨の証明書」の申請方法

（窓口）市町村 障がい福祉担当 ※ただし、精神障がいについては「保健所」

（申請）運転する方が申請してください。

- ・申請書 ・身体障害者手帳（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- ・運転免許証 ・印鑑
- ・通院証明書、通学証明書、通所証明書等の使用目的を証する書類
- ・車検証（自動車税納税通知書の原本でも可）

（5）交通費の割引等

① 福祉タクシー利用助成

【実施】市町村（市町村における各種制度実施状況一覧 P25 参照）

【窓口】市町村 障がい福祉担当

山形市の例 【内 容】

	対象者	交付枚数	助成額	制限
普通タクシー利用券	・身体障害者手帳1～3級 ・養育手帳A ・精神保健福祉手帳1級	24枚／年 (視覚障がい1級の方は36枚/年)	運賃に対し 500円／枚	目的制限無 距離制運賃 介護料対象外
リフト付タクシー利用券	身体障害者手帳所持者のうち下肢、体幹、移動機能障がい1・2級	24枚／年	運賃に対し 大型車 2,870円／枚	目的制限無 時間制運賃 介護料対象外

【申 請】 申請書、身体障害者手帳等、印鑑

② タクシー運賃の割引

【内 容】 身体障害者手帳、療育手帳の提示によりタクシー運賃が10%割引されます。

③ バス運賃の割引等

【内 容】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示によりバス運賃が割引または免除されます。

山形交通・庄内交通 : 普通運賃 50% 他

④ 国内航空運賃の割引

【内 容】 航空路線の国内線を利用する場合、運賃の割引を受けることができます。

【対 象】 12歳以上で第1種の身体障害者手帳または療育手帳Aの交付を受けている方及び介護者、並びに第2種の身体障害者手帳または療育手帳Bの交付を受けている方

⑤ J R等鉄道運賃の割引

【内 容】 切符の発売窓口で身体障害者手帳の提示により、50%割引を受けることができます。

【J Rの場合】

手帳の種別	乗車券等の種類	割引対象の区分	介護者付		単独
			本人	介護者	本人
身体障害者手帳第1種療育手帳A	普通乗車券	片道100km以内	○	○	—
		片道100kmを超える場合	○	○	○
	定期乗車券	本人が12歳以上	○	○	—
		本人が12歳未満	—	○	—
急行券	(特急券は除く)	○	○	—	
第2種/B	普通乗車券	片道100kmを超える場合	—	—	○
	定期乗車券	本人が12歳未満	—	○	—

※ 小児定期乗車券は割引がされません。

⑥ 有料道路通行料金の割引

【窓 口】市町村 障がい福祉担当

【対象者】家族等が運転し、第1種の身体障害者手帳または療育手帳Aの交付を受けている障がい者本人が同乗する場合

【内 容】手帳の提示により有料道路の通行料金の50%割引を受けることができます。

また、ETCを利用しての割引を受けることもできます。

【申 請】登録申請が必要です。

身体障害者手帳等、運転する方の運転免許証、車検証等

【問合先】東日本高速道路株式会社等の有料道路ETC割引登録係 TEL 045-477-1233

NEXCO東日本お客さまセンター ナビダイヤル TEL 0570-024-024

(PHS・IP電話はこちらから) TEL 03-5338-7524

⑦ 駐車禁止除外指定車標章

【内 容】身体障がい者等で歩行が困難な方が使用する車を、近くに駐車場がない等でやむを得ず一時的に駐車禁止の場所に駐車しなければならない方に、山形県公安委員会が駐車禁止除外指定車標章を交付します。車両を特定しない、申請者本人に対する対人標章になります。

【問合先】各警察署

山形県警察本部交通規制課 TEL 023-630-2946

⑧ 身体障がい者等用駐車施設利用証

【内 容】県内の公共施設や民間施設などの、「身体障がい者等用駐車施設」の案内表示が設置された車いす使用者用駐車施設へ駐車の際は、山形県発行の「身体障がい者等用駐車施設利用証」の表示が必要になります。利用できる方を明らかにすることで、適正な利用を促進します。

【申 請】交付申請書、身体障害者手帳・療育手帳等の写し、運転免許証

【問合先】山形県 障がい福祉課 TEL 023-630-2268

各総合支庁 福祉（企画）課

⑨ 駐車場料金の免除

【内 容】障がい者の方が乗車している車を下記の駐車場に駐車した場合、料金が半額免除されます。

【申 請】精算前に駐車場の係員にご連絡のうえ、手帳を提示してください。

【対象者】身体障害者手帳1～3級の保持者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～2級の所持者

【対象施設】

山形市中央駐車場、山形市香澄駐車場、山形市大手町駐車場、山形市済生館前駐車場、山形市東口交通センター駐車場

⑩ 施設使用料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することで、使用料や入館料、入園料が免除される施設があります。

(6) 福祉有償運送

NPO法人等が、身体障がい者や要介護者など移動が困難な登録会員に対して、営利とは認められない料金で行う個別輸送サービスです。対象者、料金等の内容は各法人で異なります。

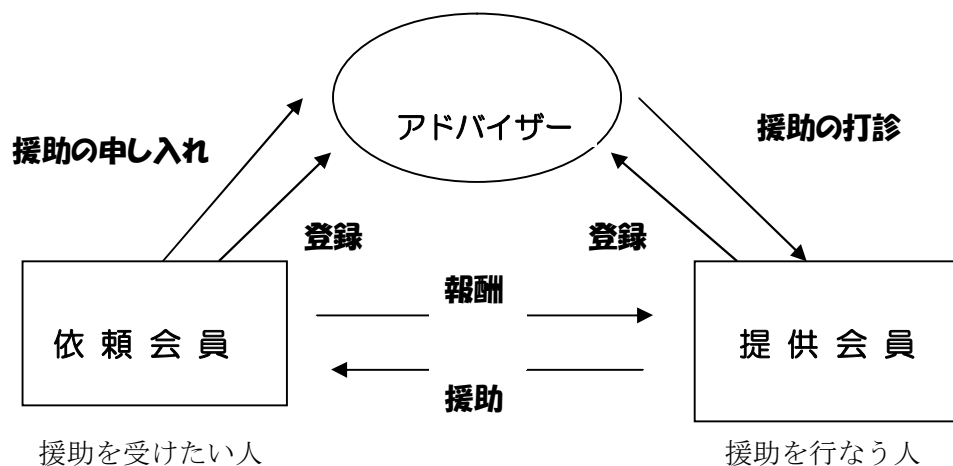
【問合先】 山形移動サポートセンター TEL 023-645-1987

(7) ファミリーサポートセンター

【内 容】ファミリーサポートセンターとは、子育ての援助を受けたい人と援助したい人のネットワークを作り、助け合う会員組織です。おうちの方が病院の付き添いで小さな兄弟の送迎や留守番が心配な時など利用してみてもいいでしょうか。

- 主な活動
- ・ 保育施設の保育終了後の子どもの預かり
 - ・ 保育施設までの送迎
 - ・ 放課後や児童クラブ終了後の子どもの預かり
 - ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の時の子どもの預かり
 - ・ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
 - ・ 買い物等の外出の際の子どもの預かり

ファミリーサポートセンター



援助の依頼後、会員同士で事前に顔合わせをします。

依頼会員、提供会員ともに特別な資格等は要りませんが、提供会員は必要な講習を受けた方になります。

※ 利用するには**会員登録**が必要になります。会員登録等のお問い合わせは、下記の各ファミリーサポートセンターにお問い合わせください。

県内ファミリーサポートセンター設置市町村一覧

市町村名	設置場所	郵便番号	住所	電話番号
山形市	つばさ保育園	990-0038	山形市幸町 11-3	023-634-6270
寒河江市	ハートフルセンター	991-0021	寒河江市中央 2-2-1	0237-83-3200
上山市	しらさぎ保育園	999-3125	上山市金生東 2-6-54	023-672-0082
村山市	いきいき元気館	995-0035	村山市中央 1-6-5	0237-52-0520
天童市	わらべ館	994-0034	天童市本町 1-1-2	023-658-8121
東根市	さくらんぼタントクルセンター	999-3796	東根市中央 1-5-1	0237-43-0731
河北町	どんがホール	999-3551	河北町谷地甲 79	0237-73-5283
西川町	にしかわ保育園	990-0702	西川町大字海味 1294	0237-74-2303
朝日町	ふたば保育園	990-1552	朝日町大字常盤ろ 117-1	0237-67-2268
米沢市	プチハウス	992-0047	米沢市徳町 1-38-1	0238-24-6464
高畠町	高畠町総合交流プラザ	992-0351	高畠町大字高畠 906	0238-52-5333
小国町	健康管理センター	999-1356	小国町大字あけぼの 1-1	0238-61-1000
白鷹町	健康福祉センター	992-0831	白鷹町大字荒砥甲 488	0238-86-0212
鶴岡市	シルバー人材センター	997-0037	鶴岡市若葉町 24-24	0235-28-3085
酒田市	酒田市交流ひろば	998-0044	酒田市中町 3-4-5	0234-26-5614
庄内町	庄内町役場保健福祉課	999-6601	庄内町狩川字大釜 22	0234-56-2216

5 市町村における各種制度 実施状況一覧

平成19年11月1日現在

記号の説明 ○：実施している ×：実施していない △：予算等の条件が整えば実施
注) 具体的な実施内容については、所得制限を設けている等、市町村によって異なりますので、詳細については市町村にお問合せ願います。また、市町村により事業の名称が異なる場合があります。

市町村名	市町村独自の事業						医療的ケアを要する子どもを対象とした「訪問入浴」	備考
	在宅重度心身障がい児への手当	特定疾患患者見舞金	紙おむつの支給	車椅子の貸出し	重度身体障がい者介護用車両改造費助成	福祉タクシーの利用助成		
山形市	○	○	○	○	○	○	×	
寒河江市	×	×	○	※	○	○	×	
上山市	○	○	○	×	○	○	×	
村山市	×	×	○	○	○	○	×	
天童市	○	×	○	○	○	○	×	
東根市	○	×	○	○	○	○	△	入浴を実施する事業所と、主治医、患者、家族の了解があれば可能。
尾花沢市	×	×	○	○	○	○	×	
山辺町	×	×	×	※	△	○	×	
中山町	×	×	○	○	×	○	×	
河北町	×	×	○	※	○	○	×	
西川町	×	×	×	×	×	×	×	対象者がいれば検討する。
朝日町	×	×	○	※	△	○	×	
大江町	○	×	○	×	○	○	×	
大石田町	×	×	×	×	×	×	×	
新庄市	×	×	○	○	○	○	×	
金山町	×	×	○	×	△	○	×	
最上町	×	×	○	×	△	○	×	
舟形町	○	×	×	○	○	○	×	
真室川町	×	×	○	×	×	○	×	
大蔵村	×	×	×	×	×	○	×	
鮭川村	×	×	×	×	○	×	×	
戸沢村	○	×	×	○	×	○	×	
米沢市	○	×	○	○	○	○	×	
長井市	×	×	○	×	○	×	×	
南陽市	×	×	○	○	○	○	×	
高畠町	×	×	×	※	○	○	×	
川西町	×	×	○	※	×	○	×	
小国町	○	×	○	×	○	○	×	
白鷹町	×	×	×	※	○	○	△	
飯豊町	×	×	○	○	○	○	×	
鶴岡市	○	×	○	○	○	○	○	
酒田市	○	×	○	○	○	○	△	
三川町	○	×	○	※	○	○	○	
庄内町	○	×	○	×	×	○	○	
遊佐町	○	×	○	×	○	○	×	

※は社会福祉協議会で実施

6 県内訪問看護ステーション 一覧

H19年11月1日現在

	事業所の名称	法人等の名称	事務所 所 号	事 務 所 の 所 在 地	事業所の 代表TEL	事業所の 直通TEL	事業所の FAX
1	至誠堂訪問サービスセンターコスモス	医療法人社団松柏会	990-0045	山形県山形市桜町4番10号	023-631-1674	631-1674	631-1501
2	訪問看護ステーションやまがた	社団法人山形県看護協会	990-2473	山形県山形市松栄一丁目5番45号	023-685-8061	685-8061	685-8062
3	訪問看護ステーションふれあい	医療法人社団悠愛会	990-2321	山形県山形市桜田西四丁目1番14号	023-628-3977	628-3977	628-3978
4	篠田訪問看護ステーション	医療法人篠田好生会	990-0045	山形県山形市桜町2-68	023-623-1104	623-1104	635-4166
5	済生会山形訪問看護ステーション	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会	990-0818	山形県山形市沖町79-1	023-682-0135	682-0135	682-0135
6	訪問看護ステーションべにばな	社団法人山形県看護協会	990-0042	山形県山形市七日町1-3-26	023-626-6330	626-6330	626-6331
7	訪問看護ステーションあつぷる	株式会社あつぷるケアサービス	990-0832	山形県山形市城西町二丁目7番50号	023-644-2999	644-2999	644-0299
8	ハート&ハート訪問看護事業所	有限会社ハート&ハートケアセンター	990-2445	山形県山形市南栄町二丁目8番11号	023-615-7071	615-7071	615-7072
9	訪問看護ステーション小白川	社団法人山形県看護協会	990-0021	山形県山形市小白川町二丁目3番31号	023-624-1572	624-1572	624-1632
10	在宅リハビリ看護ステーションつばさ	株式会社ユニバーサル山形	990-2324	山形県山形市青田南6番13号	023-627-7011	627-7011	627-7012
11	寒河江市西村山郡訪問看護ステーション	社団法人寒河江市西村山郡訪問看護事業団	991-0021	山形県寒河江市中央二丁目2番1号	0237-83-3222	83-3222	83-3202
12	かみのやま訪問看護ステーション	医療法人社団みゆき会	999-3161	山形県上市市弁天2-2-11	023-672-6767	672-6767	672-8587
13	上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」	医療法人二本松会	999-3103	山形県上市市金谷下河原1370	023-672-2556	672-2556	673-2156
14	訪問看護ステーションむらやま	社団法人山形県看護協会	995-0037	山形県村山市楯岡俵町20番16号	0237-55-3730	55-3730	55-3731
15	天童訪問看護ステーション	医療法人社団丹心会吉岡病院	994-0026	山形県天童市東本町3-5-21	023-654-2450	654-2450	654-2450
16	訪問看護ステーションまいづる	社団法人山形県看護協会	994-0081	山形県天童市南小畑2-2-21	023-651-2206	651-2206	651-2209
17	ラ・フォーレ天童老人訪問看護ステーション	医療法人社団斗南会	994-0102	山形県天童市道満193-1	023-651-2838	651-2838	
18	訪問看護ステーションメルヘン	医療法人社団悠愛会	990-0331	山形県東村山郡山辺町大寺竹ノ花1152-1	023-667-0005	667-0005	667-0002
19	訪問看護ステーション新庄	社団法人山形県看護協会	996-0022	山形県新庄市住吉町3-8	0233-28-7330	28-7330	28-7331
20	医療法人土田医院訪問看護ステーション	医療法人土田医院	996-0086	山形県新庄市桧町18番地2	0233-23-8272	28-8272	28-8271

	事業所の名称	法人等の名称	事務所〒	事業所の所在地	事業所の代表TEL	事業所の直通TEL	事業所のFAX
21	医療法人徳洲会新庄徳洲会訪問看護ステーション	医療法人徳洲会	996-0041	山形県新庄市鳥越字駒場4623	0233-29-4607	29-4607	29-4607
22	訪問看護ステーションあたん家	株式会社あたん家	996-0022	山形県新庄市住吉町1051-2	0233-29-3871	29-3871	29-3871
23	医療法人舟山病院米沢訪問看護ステーション	医療法人舟山病院	992-0027	山形県米沢市駅前2-4-8	0238-23-4012	23-4012	23-4039
24	三友堂訪問看護ステーション	財団法人三友堂病院	992-0057	山形県米沢市成島町3-2-90	0238-21-8125	21-8125	21-8127
25	訪問看護ステーションナーシングなごみ	有限会社なごみの部屋	992-0033	山形県米沢市福田町2丁目3番169号	0238-26-8760	26-8760	26-8761
26	長井市訪問看護ステーション	長井市	993-0001	山形県長井市まもの上7番10号	0238-83-2155	83-2155	83-2154
27	南陽訪問看護ステーション	医療法人社団公德会	999-2221	山形県南陽市柵塚1180番地の1	0238-40-3007		
28	ほなみ訪問看護ステーション	社会福祉法人南陽	992-0472	山形県南陽市宮内4653番地の1	0238-47-6030	47-6030	47-6028
29	高島町訪問看護ステーション	高島町	992-0351	山形県東置賜郡高島町高島379	0238-52-4605	52-4605	52-5044
30	川西訪問看護ステーション	医療法人社団緑愛会	999-0145	山形県東置賜郡川西町下奥田1092番地9号	0238-42-2071	42-2071	
31	おぐに訪問看護ステーション	小国町	999-1356	山形県西置賜郡小国町あけぼの一丁目1番地	0238-61-1002		
32	白鷹町訪問看護ステーション	白鷹町病院事業	992-0831	山形県西置賜郡白鷹町荒砥甲488	0238-86-0123	86-0123	86-0125
33	飯豊町訪問看護ステーション	飯豊町	999-0604	山形県西置賜郡飯豊町椿3654-1	0238-86-2232	86-2232	86-2229
34	社団法人鶴岡地区医師会訪問看護ステーションハローナース	社団法人鶴岡地区医師会	997-0035	山形県鶴岡市馬場町1番47号	0235-25-3055	25-3055	25-3056
35	訪問看護ステーションきずな	庄内医療生活協同組合	997-0824	山形県鶴岡市日枝海老島159-1	0235-25-8880		
36	訪問看護ステーション「かがやき」	医療法人健友会	998-0044	山形県酒田市中町3丁目3番18号	0234-26-5533	26-5533	
37	社団法人酒田地区医師会訪問看護ステーションスワン	社団法人酒田地区医師会	998-0043	山形県酒田市本町3丁目11番地40号	0234-21-7345		
38	訪問看護すずらん	有限会社介護プラザすずらん	998-0011	山形県酒田市上安町三丁目7番12	0234-35-8355	35-8355	35-8356
39	訪問看護ステーションやわた	酒田市	999-8234	山形県酒田市小泉字前田37番地	0234-64-3311	64-0000	64-2054
40	訪問看護ステーションひまわり	医療法人徳洲会	999-7782	山形県東田川郡庄内町松陽1-1-6	0234-43-2964	43-2964	43-2904

VI 親の会・家族会等

団体名	事務局	代表者	事業内容
山形市・県肢体不自由児 者父母の会	上市市東町 3-30 こ・こあハウス気付 TEL : 023-664-7859	矢萩 礼子	研修、交流事業、 会報の発行等
山形県重症心身障害児 (者)を守る会	山形市大字谷柏 764-1 TEL : 023-689-0230	井上 達也	研修、交流事業、 相談会等
全国心臓病の子どもを 守る会山形県支部	山形市柏倉 1190 TEL : 023-643-3353	高橋 武康	交流会、専門医同席の 相談会、機関誌発行
村山地区失語症友の会	山形市沼の辺町 2-5 TEL : 023-631-1312	布施 定男	言語訓練事業、研修、 交流会、機関誌発行等
日本リウマチ友の会山 形県支部	山形市大字漆山 2925 TEL : 023-684-7355	山田 洋子	医療講演、医療相談、 交流会、会報発行
全国筋無力症友の会山 形県支部	山形市印役町 3-2-14 TEL : 023-632-0710	小 林 浩	交流会、情報交換等
日本心臓ペースメーカ ー友の会山形県支部	山形市沼の辺町 8-7 TEL : 023-623-5587	泉 昭子	勉強会、交流会、親睦 旅行等
山形県スモンの会	米沢市城南町 1-7-59 柴 田方 TEL0238-21-1636	浅野 澄子	学習会、検診、会報の 発行等
ベーチェット病友の会 山形県支部	山形市八日町 2-3-8 TEL : 023-642-7055	鈴木 正晃	交流会、啓蒙活動、会 報の発行等
山形県肝臓病患者友の 会	鶴岡市美原町 6-21 TEL : 0235-23-3428	小 林 豊 次 郎	学習会、療養相談、会 報発行等(現在休眠中)
骨髄バンクを支援する やまがたの会	山形市八日町 1-3-45 TEL : 023-632-7016	小野 寺 南 波子	講演会、啓蒙活動、会 報の発行、患者支援等
NPO法人山形県腎友 会	山形市城西町 4-2-38 TEL : 023-643-4804	村山 黎夫	研修、交流活動、機関 誌の発行等
日本筋ジストロフィー 協会山形県支部	山形市桜田西 4-21-22 TEL : 023-623-7563	近野 孝喜	研修、交流事業等
全国脊髄損傷者連合会 山形県支部	山形市羽黒堂 475-3 高橋方TEL023-643-7277	吉田 七百 子	研修、交流事業等
日本オストミー協会本 部	東京都葛飾区東新小岩 1-1-1・トラスト新小岩 901 TEL03-5670-7681		医療講演会、講習会、 体験交流会、補装具展 説明会、全国大会等

団体名	事務局	代表者	事業内容
全国低肺機能団体連絡協議会東北白鳥会山形県支部	山形市印役町 1-12-35 TEL : 023-624-5060	吉田 清治	講演会、啓蒙活動、会報の発行等
日本ALS協会山形県支部	山形市小白川町 4-32-7 TEL : 023-641-6854	草苺 泰旺	研修、交流活動、機関誌の発行等
山形市視覚障害者福祉協会	山形市久保田 2-15-14 TEL : 023-644-0248	佐藤 信幸	研修、要望活動、高齢者治療奉仕活動等
山形県聴力障害者協会山形支部	山形市内表東 123 FAX : 023-681-1828	羽角 孝徳	研修、スポーツ、文化活動、手話教室等支援等
山形県中途失聴難聴者協会	山形市小白川町 5-1-32 土田方 FAX : 023-642-6052	石山 昭夫	要約筆記養成講座、手話教室、会報の発行等
山形市障害児（者）訓練教室連絡協議会	山形市早乙女 15 TEL : 023-641-2335	白田 育子	おひさま、こまくさ、すぎのこ、なのはな、めだかの各教室連携、学習会
山形県パーキンソン病友の会	鶴岡市稲生 1-20-40 TEL : 0235-26-1526	大井 健	機関誌発行、研修会、交流会等
山形県精神障害者家族連合会	山形市大字花岡 124 TEL : 023-686-5523	天野 禎二	社会復帰事業、関係行政機関との連絡と協議、精神保健福祉の啓蒙活動等
日本てんかん協会山形県支部	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙 2881 TEL : 0238-85-4288	工藤 昭二	交流会、講演会、会報の発行等
山形県難病等団体連絡協議会	山形市小白川町 2-3-30 TEL : 023-631-6061	鈴木 正晃	交流会、研修会等

VII 学校における対応

1 山形県立特別支援学校における訪問教育

【対象者】障がい等の状態により日常生活において常時介護を必要としていることなどから、通学して教育を受けることが困難な児童生徒

【教育の形態】教員を家庭や病院、施設に派遣して指導を行うもの。
標準的には、1回2時間、1週3回、計6時間の指導

【実施校】山形県立米沢養護学校（小学部・中学部・高等部）
山形県立新庄養護学校（ " ）
山形県立鶴岡養護学校（ " ）
山形県立山形養護学校（ " ）

【相談窓口】市町村教育委員会、各県立特別支援学校

2 山形県立特別支援学校における学校看護師による医療的ケアの実施

【対象者】看護師が配置されている特別支援学校に通学し、日常的に医療的ケアの必要な幼児児童生徒

【看護師配置校】山形県立鶴岡養護学校
山形県立ゆきわり養護学校

VIII 保健サービス・医療相談

1 保健サービス

市町村では乳幼児健診や予防接種、各種相談・育児教室、家庭訪問などを実施しています。

保健所でも未熟児や小児慢性特定疾患などの長期療養児への相談、家庭訪問などを実施しています。

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

【窓口】市町村：母子保健担当 保健所：地域保健予防課

連絡先は「IX 窓口一覧」にてご確認ください。

2 医療相談

医療機関のなかには、医療ソーシャルワーカーを配置しているところがあります。医療や生活上の問題について、ご相談ください。

なお、難病については、難病医療拠点病院内に神経難病医療相談センターが設置され、難病医療専門員が治療や在宅療養に関する相談を行っています。

【難病相談窓口】 国立病院機構山形病院 神経難病医療相談センター(山形市行才 126-2)

TEL：023-684-5566 FAX：023-682-6261

相談時間：(月)～(金) 9:00～17:00

IX 窓口一覧

市町村 上段：市町村役場 下段：保健センター等 (平成19年4月1日現在)

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号	母子保健担当	障がい福祉担当	児童福祉担当
山形市	990-8540 990-0827	山形市旅籠町2-3-25 山形市城南町1-1-1	023-641-1212 023-647-2280	地域保健係	生活福祉課	子育て推進課
寒河江市	991-8601 991-0021	寒河江市中央1-9-45 寒河江市中央2-2-1	0237-86-2111 0237-83-3200	健康指導係	生活福祉係	児童家庭係
上山市	999-3192	上山市河崎1-1-10	023-672-1111	地域保健グループ	生活福祉担当	生活福祉担当
村山市	995-8666	村山市中央1-3-6	0237-55-2111	健康指導係	保護更生係	児童母子係
天童市	994-8510	天童市老野森1-1-1	023-654-1111	母子保健係	障がい支援係	家庭支援係
東根市	999-3795 999-3796	東根市中央1-1-1 東根市中央1-5-1	0237-42-2111 0237-43-1155	母子保健係	福祉相談係	福祉相談係
尾花沢市	999-4292	尾花沢市若葉町1-1-3	0237-22-1111	健康指導係	生活福祉係	生活福祉係
山辺町	990-0392 990-0323	山辺町緑ヶ丘5 山辺町大字大塚836-1	023-667-1111 023-667-1177	保健指導係	福祉係	福祉係
中山町	990-0492 990-0406	中山町大字長崎120 中山町大字柳沢2336-1	023-662-2111 023-662-2836	健康づくりグループ	福祉グループ	福祉グループ
河北町	999-3511	河北町谷地戊81	0237-73-2111	健康づくり係	社会福祉係	総合子育て支援センター
西川町	990-0792 990-0702	西川町大字海味510 西川町大字海味543-8	0237-74-2111 0237-74-5057	健康推進係	在宅支援係	健康推進係
朝日町	990-1442	朝日町大字宮宿1115	0237-67-2111	健康推進係	福祉係	子育て支援係
大江町	990-1101	大江町大字左沢882-1	0237-62-2111	保健衛生係	福祉係	福祉係
大石田町	999-4112	大石田町緑町1	0237-35-2111	保健衛生係	福祉係	児童福祉係
新庄市	996-8501	新庄市沖の町10-37	0233-22-2111	健康推進室	高齢障がい支援室	児童支援室
金山町	999-5402	金山町大字金山324-1	0233-52-2111	健康係	福祉係	福祉係
最上町	999-6101	最上町大字向町644 最上町大字向町43-1	0233-43-2111 0233-43-3117	保健指導係	福祉係	福祉係
舟形町	999-4601	舟形町舟形263	0233-32-2111	健康班	福祉班	福祉班
真室川町	999-5312	真室川町大字新町127-5 真室川町大字新町469-1	0233-62-2111 0233-62-3436	健康づくり担当	福祉課	総合福祉担当
大蔵村	996-0212	大蔵村大字清水2528	0233-75-2111	健康衛生係	福祉係	福祉係
鮭川村	999-5292	鮭川村大字佐渡2003-7	0233-55-2111	健康推進係	福祉係	福祉係
戸沢村	999-6401	戸沢村大字古口270	0233-72-2111	健康推進係	福祉係	福祉係
米沢市	992-8501 992-0059	米沢市金池5-2-25 米沢市西大通1-5-60	0238-22-5111 0238-24-8181	母子保健担当	障がい福祉係	子育て支援係
長井市	993-8601 993-0001	長井市ままの上5-1 長井市ままの上7-10	0238-84-2111 0238-84-6822	健康推進係	援護担当	子育て支援係
南陽市	999-2292	南陽市三間通436-1	0238-40-3211	予防係	福祉課支援係	児童係
高畠町	992-0392 992-0351	高畠町大字高畠436 高畠町大字高畠379-1	0238-52-1111 0238-52-5045	健康推進室	障害者福祉グループ	児童福祉室
川西町	999-0193	川西町大字上小松1567	0238-42-2111	保健グループ	福祉グループ	福祉グループ
小国町	999-1363 999-1356	小国町大字小国小坂町2-70 小国町大字あけぼの1-1	0238-62-2111 0238-61-1000	健康推進担当	生活福祉推進室	児童福祉担当
白鷹町	992-0892 992-0831	白鷹町大字荒砥甲833 白鷹町大字荒砥甲488	0238-85-2111 0238-86-0210	健康推進係	福祉係	子育て支援係
飯豊町	999-0696 999-0604	飯豊町大字椿2888 飯豊町大字椿3654-1	0238-72-2111 0238-86-2233	健康医療室	福祉室	子育て支援室
鶴岡市	997-8601	鶴岡市馬場町9-25	0235-25-2111	母子保健係	障害福祉係	児童育成係
酒田市	998-8540 998-0036	酒田市本町2-2-45 酒田市船場町2-1-30	0234-22-5111 0234-24-5733	保健予防係	障害者福祉係	児童係
三川町	997-1301	三川町大字横山字西田85	0235-66-3111	健康係	福祉係	福祉係
庄内町	999-7781	庄内町余目字町132-1 庄内町余目字三人谷地61-1	0234-43-2211 0234-42-0147	健康推進係	福祉係	子育て応援係
遊佐町	999-8301	遊佐町大字遊佐字舞鶴211 遊佐町大字遊佐字南田筋32-10	0234-72-3311 0234-72-4111	健康支援係	福祉介護保険係	子育て支援係

保健所

関係機関名	郵便番号	所在地	電話番号	担当
村山保健所	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1203	地域保健予防課 保健支援係
最上保健所	996-0002	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1266	地域保健予防課 保健支援担当
置賜保健所	992-0012	米沢市金池3-1-26	0238-22-3205	地域保健予防課 保健支援担当
庄内保健所	997-1392	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-4930	地域保健予防課 健康対策担当

県関係機関

関係機関名	郵便番号	所在地	電話番号	担当		
山形県庁	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2211	障がい福祉課	児童家庭課	義務教育課
山形県身体障がい者更正相談所	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1197			
中央児童相談所	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1195			
庄内児童相談所	997-0013	鶴岡市道形町49-6	0235-22-0790			
村山総合支庁	990-2492	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8288	福祉課		
最上総合支庁	996-0002	新庄市金沢字大道上2034	0233-22-1111	福祉課		
置賜総合支庁	992-0012	米沢市金池7-1-50	0238-26-6000	福祉課		
庄内総合支庁	997-1392	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-2111	福祉課		

その他

関係機関名	住所	TEL
山形県難病相談支援センター	山形市小白川町2-3-30	023-631-6061
山形障害者職業センター	山形市小白川町2-3-68	023-624-2102
福祉サービス苦情・相談センターやまがた (山形県運営適正化委員会)	山形市小白川町二丁目3-31 (県総合社会福祉センター内)	023-626-1755



X Q&A

【在宅ケア】

Q1 今は、まだ子供が小さいので抱っこして移動できますが、大きくなるにつれて大変になってきます。家での移動、外から家の中、階段の移動、浴室も狭くて子供が発作的に暴れるので、そのうちけがをするのではと心配です。

(A1)

だんだん大きくなるに従って、必要なサービスの導入を検討しましょう。移動の際には車椅子等を利用することも必要になってきます。入浴車が来て家庭で入浴できる訪問入浴のサービスもあります。市町村や医療機関の相談員にご相談ください。

Q2 通院、通学、外出時に子どものケアの為に母親が運転することが出来ず、他に家族のサポートを受けられません。こうした場合にどのような方法がありますか。

(A2)

いろいろな方法がありますので、ご紹介します。

- ① タクシー利用券を使用して、自己負担を軽減する方法
 - ・ 普通タクシー（セダン型）利用券を使用する方法
 - ・ リフト付きタクシー（ワンボックス型）利用券を使用する方法

※ 詳細については、本誌の「交通費の割引等」（P20参照）に掲載しておりますのでご参照ください。
- ② タクシー（セダン型）を使用する方法
 - ・ 身体障害者手帳、療育手帳を所持し、手帳の提示により **10%**の料金割引ができます。
 - ・ お問い合わせは、各タクシー会社へなさってください。
- ③ 福祉有償運送を利用される方法
 - ・ 登録会員になることで、NPO法人等から営利以外の料金にて個別の輸送サービスが受けられます。ただし、運送の区域が設定されていますのでご注意ください。
 - ・ 現在、山形県内で法人数が増加しています。

各地区の情報収集には、『山形移動サポートセンター』へお問い合わせください。

TEL : 023-645-1987（山形市城西町 1-7-19）

その他に、移動時にご家族以外の方からの支援が必要な場合等に、各患者団体や各市町村の社会福祉協議会より支援が受けられないか、ご相談をして頂く方法があります。

なお、各市町村の社会福祉協議会へ、地域の方が様々な内容でボランティアとして登録されている場合がありますのでお問い合わせください。

Q 3 いざという時に預けられる場所がほとんど無く自分の病気や冠婚葬祭など不安だらけです。親が信頼できる相手なら医療的ケアを実施してもよいのではないかと強く願っています。

(A 3)

皆さんのこのような声を受け、ヘルパーによる吸引が条件付きで認められるようになりました。

子どもさんを一時的にお預かりできるサービスとして、日中一時支援や短期入所（ショートステイ）などがありますので、市町村にご相談ください。

Q 4 医療的なケアが必要な子供はどこに行っても断られます。私達が老いたら医療的ケアを誰がするのか不安です。ショートステイ、デイサービスの利用も片道2時間かかるため、近くに預けられる施設を是非つくってください。

(A 4)

現在、医療的ケアを必要とする子どもさんに対するサービス体制が十分になく、本当に困っていらっしゃると思います。

まずは、市町村や県の障がい者担当等に相談し、皆さんの要望を伝えていきましょう。

Q 5 経済的な面から、この先の生活への不安が大きくなっています。今は、在宅療養しているので、いつも側で見えあげられるのですが、家族の理解と協力が必要で、特に兄弟に我慢させる面も多く、精神的につらい時もあります。

(A 5)

精神的につらい時、是非、誰かにその気持ちを話してください。医療相談窓口、親の会、家族の会など何でも話せる場所を見つけましょう。

短期入所（ショートステイ）等を利用し、少し休むことが必要な時もあります。子どもさんが、家で家族と一緒にいることができるのは、あなたが健康であるからです。自分の健康も大切にしましょう。



【保育】

Q 6 健康な子と一緒に事をさせてあげたいのですが、なかなか集団生活にふれあうことができないので、かわいそうだと思っています。

(A 6)

保護者の方と一緒に子どもさんが集まる場所を探してみましょう。

まずは子育て支援拠点施設（つどいの広場・子育て支援センター）に問い合わせてみてはいかがでしょうか。保育士さんが常駐していて、いろいろな相談が出来る施設もあります。

お近くにどんなところがあるか、市町村の児童相談窓口にご相談ください。

Q 7 今現在、育児休業中で子供の面倒を見ています。結局は仕事も辞めるしかなさそうです。預けられる保育所はないでしょうか。祖母は曾祖母の介護を行っており、頼めません。

(A 7)

現在、医療的ケアを必要とする子どもさんを日中預かってもらえる保育所を探すのは、なかなか困難な状況にあります。

しかし、あきらめてしまえば前に進みません。まずは、市町村の保育所担当等に相談し、皆さんの要望を伝えていきましょう。

【経済面】

Q 8 注射器やガーゼなど、病院から処方される物品の中では足りずに、自費購入しています。今までは病院から購入していたのですが、直接業者から買うように言われ、値段が高くなり家計を圧迫しています。なんとかならないでしょうか。

(A 8)

現在、自宅で使用されている物品を医療機関の担当者から見てもらってください。原則、在宅で必要なものは医療機関から渡すような仕組みになっています。

ただし、保険診療で賄えるものには限りがありますので、医療機関の外来や医事等にご相談下さい。

また、医療機関の中には、相談員を配置していますので、生活上でお困りのことについてご相談下さい。

【教育】

Q9 学校への訪問看護は全額自己負担となると経済的に無理です。自宅以外での訪問看護の制度化や、特別支援学校での看護師の常勤など親の負担の軽減になる事を希望します。送迎のみでも利用できるサービスがほしいです。

(A9)

現在、医療的ケアの大部分は家族が行っていますが、今後は、家族の負担が少なくなるような、訪問看護等の活用が必要になってきています。

山形県でも、現在、県立特別支援学校への看護師の配置が少しずつ進められています。まずは、送迎の件も含めて、市町村教育委員会にご相談ください。

Q10 吸引があるため、常に学校に待機していなければならないので、兄弟の学校行事には参加しないか、休ませるかどちらかになってしまいます。
是非、看護師をつけてもらいたいと思います。

(A10)

子どもさんの学校行事には参加してあげたいものです。子どもさんも待っていることでしょう。しかし、十分なサービス提供体制がなく、申し訳ない思いです。

山形県では、県立特別支援学校への看護師の配置が進められているところです。

学校行事に併せて、訪問看護や日中一時支援（デイサービス）の利用を検討してはいかがでしょうか。



検 討 メ ン バ ー

「医療的ケアを必要とする子どもの在宅療養支援体制の整備に向けて」

共同研究者

所 属	職 名	氏 名
山形大学医学部 小児科	講師	加藤 光広
	助教	佐々木 綾子
山形県立総合療育訓練センター	小児科医長	清和 ちづる
	小児科医長	白幡 恵美
山形大学医学部附属病院 看護部	外来師長	志田 正子
山形県立保健医療大学 看護学科	准教授	遠藤 恵子

「医療的ケアを必要とする子どものための各種制度の手引き」作成検討委員会

所 属	職 名	氏 名	
委 員	山形大学医学部附属病院 看護部	外来師長	志田 正子
	山形県立保健医療大学 看護学科	准教授	遠藤 恵子
	国立病院機構山形病院	医療社会事業専門員	小笠原眞佐子
	山形県難病等団体連絡協議会	ソーシャルワーカー	前柳 賢一
	山形県総合療育訓練センター	療育相談専門員	海鋒 博子
オ フ ザ ー バ ー	山形県健康福祉部 障がい福祉課	主事	菅野 学
	山形県健康福祉部 児童家庭課	主査	内海 由美子
	山形県教育庁 義務教育課	指導主事	三浦 祐一

事務局

所 属	職 名	氏 名
山形県置賜保健所	所長	池野 知康
山形県置賜保健所 保健企画課	課長	瀬野 忠
	課長補佐	佐藤 裕
	課長補佐	蒲生 則一
	企画主査	伊藤 京子
	主査	多勢 美保子

医療的ケアを必要とする子どものための
各種制度の手引
(山形県版)

発行日 平成 20 年 2 月

編 集 「医療的ケアを必要とする子どもの在宅療養
支援体制の整備に向けた調査検討委員会」

発 行 山形県置賜保健所

〒 9 9 2 - 0 0 1 2

山形県米沢市金池三丁目 1 - 2 6

T E L 0 2 3 8 - 2 2 - 3 0 0 0